

津輕藩侯とキリシタン

石戸谷 正司

津輕キリシタン史は、慶長十九年京阪地方のキリシタンの津輕への流謫を中心に三時期に区分する事が出来る。即ち、藩侯の求道・受洗による開放の前期、京阪地方からの流罪者による伝道と時期を同じくして開始された迫害の中期、キリシタン潜伏の後期とである。本稿は初期の藩侯—津輕・信建、信建、信牧—の宗内接近を取あげたものである。

わが国におけるキリシタン宗内の因祖カビエルを始の彼の後継者達は、主従關係を支柱とする封建社会の實状に即して、先づ上にたつ大名に働きかけてその改宗を圖り、その保護を得て家臣・領民への布教、圓る方針をとつた。伝道の初期の段

階において、中央や地方の政教と結びつくという事は、封建社会下の布教方針としては常道であり又、最大効果を奏し得る良策でもある。為政者の宗内に示す好意的態度の大小は、その領内における教会勢力の隆衰を意味する。すくなくとも伝道の初期においては、藩侯の宗内に対する愛憎は、布教の成否を決定づける重大な要因となる。キリシタン史研究において、政权担当者の宗内に示す態度如何が、重要な有義を有する問題であり、本稿で津輕藩侯とキリシタン關係を考察する理由もまさにこゝにある。

然し、遺憾な事には、この問題鮮明に役立つ日本側の資料が全く發見されてない。教会側の記事の裏付けとなる根本資料の欠除は、この問題を

察にとつてはまさに致命的である。従つて本題論者の拠所は教会側の資料であり、この資料に対する批判の範囲を出ない。

二

先ず、現在発見されている関係資料のうち、最も根本的な、そして重要と思われる教会側の資料を挙げて藩侯と宗門との関係をみよう。

教月前、ある有名な殿は、日本の北の邊に國し、京都を距ること三十日行程なるタイカラドノ(Taigayadono)の子息ヨハネ・ウオンギ(Todares Vorgui)がキリストの兵籍に編入せられた。未信者なる父の願によりて受洗したのであつた。父は嘗て大坂に於てイルマン・ウイエンテから屢々聖教の話を聞いたが、本年に至つてその話を聞き終り、キリストの御しるし(洗礼)を載くべく決心した。兩三回説教にも列席し、すべてを立派に諒解した。この上にも二三回説教を聞いて心に浮べる疑問を晴らしたいと思つて居る天志きに、生指

と太閤の命によりて帰國することになり、子息とも辭れざるを得なくなつたので、十一歳になる次男を宣教師に托して洗礼を受けしめ、自分の帰國後、長男にも受洗せしめんがため、京都に残し置いた。誰か説教の出来るイルマンを伴い歸りたいと懇望していたけれども、京都には寺のすいたイルマンが一人も居なかつたので、教理に明るい一人の商人を同伴した。一つはキシタンの教を藩内に弘めしめるがため、また一つは自分の幼境に祈を教へてもらうが爲であつた。父が洗礼を授けられた、是非とも説教師を遣わす必要があるであらう。彼は自分の藩内に教会堂を建て、広い地所を寄進すべしと約束した。(中略)殿がバアテレた方に言う所によると、津軽の國には立派な葡萄酒が黒いのも白いのも人手を借りないで到る処に自生する。殿はそれ等を三株京都に持参して試植しようとして、バアテレた方に約束した。殿の長男は太閤の小姓となつて居る。最近バアテレた方に逢いに來た。キリ

ストに帰依すべく決心して居るから、我らの
誼教の字を載きたいと懇請した。(一年五の七
北ノキリノ森ノ淵ノ刺ノ所ノ御ノ)

以下為信・信建・信牧の順を追うて考査しよう。

(1) 津輕為信

為信が永祿十年三月大浦為則の後を嗣ぎ、南部
氏の勢力を津輕一円から驅逐したのが天正十三年
(一五八五年)であつた。当時、中央の状況は、
天正十年の本能寺の夜によつてキリシタン宗門は、
その大なる庇護者信長を失つたにも拘らず、秀吉
がその初世において、信長と同様その布教を許し
たので、秀吉の重臣の向に迄伝播し、その将来は
極めて希望の縷を呈してあつた。斯様に為信の成
商した時代環境は、わが國民がキリシタン宗門に
随伴した西政文化に初めて觸れ、進取的気運の横
溢した時代であつた。

為信は、津輕統一戦争の向も中央の情勢把握に
懸命となり、出羽の最上義茲と親交し、彼を通じ
て中央の情報を得ていた。秀吉の統一事業が進み、
天正十三年岡白、翌年太政大臣に任ぜられ、地方

への遠征が開始されんとしていた頃、即ち、天正
十五・十六・十七年の三回にわたつて、為信は秀
吉に謁見し、所領の安堵を得んとして上京せんと
して果さなかり、在り手奥が之談主勝着「津輕藩史」
に見ゆる。上京の初見は天正十八年である。天正
十八年、文祿元年、文祿二年と上京の記事が見ゆ
るが、為信が宗門に接近した慶長元年の上京を確
かめ得べき記録は見出せない。然し、この頃に至
つて秀吉と秀次との關係が険悪化し、秀吉が自分
の死後に対する不安払拭の爲、諸侯を招集して忠
誠を誓わせている事や、制度化されていないが、
参勤交代の慣例がすでに実施されている事や、教
会側の記事中の、信牧十一才という年令の符合等
から推して、為信の上京と二子の在京はほぼ確實
である。従つて、為信、信建、信牧の宗門への接
近の機会が十分あつたと考えて大過はないだろう。
天正十五年六月十八日・十九日秀吉が禁教令を
發し、一時教勢が衰退したとはいへ、宣教師は固
内に留まり布教を続け、その緩和されるのを待つ
ていた。為信が最初に上京した天正十八年(一五

九〇）當時の日本における教会の現状は「僧徒の数は可算、いるまん一四〇人なり」（一五九〇・二二日付のフロイスの長崎書翰「木」）この年の六月二十日には、ローマ少年遣使が巡察使ワリニヤニと長崎に歸着した。ワリニヤニが都に滞在中、信者が各地より蠅集し、ばあでれについて懺悔した。諸大名の訪門も多く「諸大名の我等が宗門に對する信は厚くして、奉敬人ともなりぬやく見えたり。或者はひそかにカテシスモの説教を聴きたり。ぞが中には、三國の主にして奥白殿に親しき前田又左衛門の嗣子（註 前田利長）もありき。（中略）Vasco（註 奥州？）の國の大侯（註 津軽侯）もまた同じことをなしたり。右近殿を介して説教を聴かむことを求め宗門に入りたるが、又、同じ理由（筆者註 前田又左衛門が宗門に入ろうとしたが、身は大大名で秀吉の宮廷に出るもので入信によつてまねく種々の危険を考えて、遊礼を他の機会にのほした）同書の前段にあることを示す）にて法礼をのほしたり」（「前掲書」）訳者註の如く、果して津軽侯か否か、この記事よりは成かに

断定は出来ないが、諸侯のキリシタン宗門接近の様子鮮明に描き出され、藩侯接近の門題にも觸れてゐるようで興味深い記録である。

文禄年間から慶長の始めにかけて、京都所司代前田玄以の二子の改宗及びその他多数の一族の改宗、織田秀信、京極高知、木村重高、細川興之、宇喜多秀家の一族、浅野幸長その他多数の大名の改宗が行われた等かゆ「誰もこの頃から如何なる大名にも、いさゝかでも大岡の禁令を犯して敢てその怒りに触れるだけの勇氣のあるものは無かつたと思つてあろう。然るに、少くともキリシタンの信仰を禁じた命令に關する限り、手実は全く反対であつた。この頃ほど大名や武士で改宗するものゝ多かつた事は嘗てなかつた。彼らの義侠的な精神は危険を恐れるどころの沙汰ではなく、寧ろわざとこれを犯すものゝ如くであつた」（インシュタング「キリシタン」）という教会側の観方は、あながち独善的、誇張的とはかりいえないだろう。成程、秀吉が中央の善政者として始めて公然と禁教令を發し、キリスト教に彈圧を加へたことは、キリシ

タンにどうしてまさしく致命的な大事件であつた。しかし、秀吉の貿易継続の熱望は禁令を徹底せしめる事が出来ず、キリシタンの勢力が一進一退したことを考えた場合、諸侯の泉門接近の可能性は尚存し、当際上京中の為信が、二子に送札を受けさせる事の出来る好都合な京阪の情勢であつたと考えられる。

次に彼が泉門に接近したのは如何なる動機からか、又、一步進んで受法に至らなかつたのは如何なる理由かを説明しよう。動機については、純粹な信仰心か、富国強兵の為貿易の利を求め、斜学知識を採り入れて軍備の強化をねらわんとした現実的利益追求からか、又、新奇なものを求めた流行を追うという単なる浮気心か、とにかく信仰という内面的な問題の爲解明は困難であり推測の域を出ない。為信の受法を妨げた理由として、冒頭に掲げた年報中にある「太閤の命による急遽の帰国」と、ミカエル・シュタイシエンの「キリシタン大名」の中に「愛妾に暇をやる事が出来なかつた」という二点が挙げられる。オ一兵の急遽帰

國を余儀なくされを事態として、「永禄日記」(「みちのく」書一第集)に「文禄五年二月慶長三改云。三月五日浅瀬石大和並、一子安妻西人堀越之城以時寄、大勢取巻打取。三男賊之介ハ去遠而病死致候。其子息一人四歳ニ成しを家来引連南部江落行候。右は去年より謀判之由有之ニ付此度打取候由。」(註「淺瀬藩史」)には、該事件は慶長二年の頃に記されてある。

とあるが、この事件の爲帰国したとしても、その後上京し受法の機会は何度もあつた筈である。オ一兵の愛妾の件は、当時の一夫多妻の家持生活上の風習からいつて、表裏の一夫一婦の境が過重なものとして受法の障礙となつたものと考えられるが、若し眞に泉門に入る決意があるならば、愛妾への執着を放棄する等はさして困難な事ではないだろう。仮りに以上の二点を受法阻止の一因としても、決定的な要因は他に求められると考える。即ち、その後の秀吉、家康の泉門に對する態度の硬化と爲信の人物そのものに求める事が出来はしないだろうか。

即ち、慶長三年（一五九六年）十一月十八日の
サン・フェリツペ号事件は秀吉を激怒させ、遂に
翌年二月五日長崎立山において二十六名のキリス
タン処刑が行われた。こゝに至つてそれまでの秀
吉の曖昧なキリシタンへの態度が鮮明になり、宗
内に好意を寄せざる諸大名に与えた影響は深刻なも
のであつた。教会对する為政者の態度は漸く硬
化して来た。慶長三年八月十八日の秀吉の死によ
り、一時家康の好意的なキリシタン政策が行われ
たが、然しそれは彼の本心ではなかつた。貿易の
利を追求する為に心ならずも寛大を装つたに過ぎ
ず、やがてオランダの出現により宗教と分離して
貿易の利を求めざるの可能性が生じ、幕府の覇権
確立につれ、早晩家康のキリシタン政策が硬化す
るをろう事が予想される情勢であつた。かゝる情
勢の変化を為信は予知出来なかつたであらうか。

彼、為信は極めて合理的な実践家であつた。戦
国大名の常として奇謀異策の謀法を用い、保身の
為に叔謀術策をめぐらし、隣国秋田史季に対し出
羽の最上義孝と結び、南部信直に対し尙後の丸戸
政実を通じ、秀吉の勢力が奥州に伸びるや丸戸
実を討ち、早くから中央の情勢を最上義孝を通
して入手し、たくみに混乱の時代を遊泳し、領地
の安堵を計つて藩の基礎を固めていつた。炯眼な
為信が、家康の初世における好意的なキリシタン
対策は、貿易の利を目当とした一時的なもので、
やがて秀吉と同様、禁令に移るであらうことを察
知して、宗内から遠ざかつたと解する事が出来な
いであらうか。終生を費して築きあげ在藩の勢力保
持に苦心した彼が、為政者が禁絶する宗内に接近
し、お家断絶の憂目を招く愚を犯すとは到底考え
られない。機を見るに敏なる合理的な実践家であ
る為信が、新来文物に対して強い好奇心を示し、
外来思潮に対し寛容にして、しかも敏捷に摂取せ
んとして宗内に接近した故、その後の新情勢即ち
為政者の宗内に対する態度の硬化にいち早く順
応する体制を整えんが為、求道の一線を越えて受
法まで信仰を進展させる事が出来ず、保身・領土
保全の為、自制したと解しても、戦国大名として
は決して矛盾な態度とはいへないであらう。

②信建

信建（昭和三ニ・三・八「東奥日報」で成田不代目と推定さ）は、為信の嫡男で、天正二年六月十日大浦城で生れ、幼名を平太郎と稱した。天正十八年為信は信建を同道して小田原により秀吉に謁見し、秀吉は石田三成を以て平太郎を云服させ、従五位下に叙し、宮内少輔に任じ、備前吉房の嗣差を賜い、後昇進して従四位下、宮内大輔となつた。慶長二年三月秋田奥季の娘と縁組するよう秀吉にいわれて婚札を挙げた。慶長五年奥ヶ原の役の時、大坂城番の為出征しなかつた。慶長九年家康の命により上京し、豊臣秀頼を警備し、同十一年病歿療養の為上京した故、同十二年十月十三日養生の甲斐なく京都鍛冶来金通宅で死去した。年三十四。江戸浅草萬隆寺に葬られた故、その際津島源次郎、安早惣兵衛の二人が殉死した。（「日本史料」十一編の五「前」）

信建は大閥の小姓となつて居た為、法札を数年後に延ばさなければならなかつた。それまでに彼は父の勧めに従い、暇があると宣教師を訪れて

教理を究め、後遂に法札を授かつた。（「ミカエルトン大名」オ十三章）不幸にして彼は慶長十二年十月十三日、父為信に先立つて世を去り、弟信牧が後を継いだ。（「エ蔵主職者」）パジエスは「日本切支丹史」の中で「日本の極東奥州教ヶ回の本主ジユがサンドの世子は進んで改宗した。彼は帰途神父の一人を連れ戻り領内に美麗な天主堂を建てたい希望であつた。然るに向もなく彼が頓死した為はこの頼もしい期待は有耶無耶になつてしまつた」と曰つてゐる。

これらの記事から、父為信が宗門に接近した當時、二十三歳の青年であつた信建の奉教の動機は、父為信、弟信牧よりも自主的であり、信仰も純粹なものではなかつたかと推測される。然し、その信仰を否定するような藩側の記録として、

「慶長七年春二月。天蓮衛内四郎等四人作乱、伏誅。宏是。世子信建居掘越城。有云孫。曰大熊。公鍾愛之。育於黒石館。一日誤火傷。

世子命四人。令將來。時公不在。夫人謂火傷不可風。不聽。事頗遲緩。世子忿甚。輒殺

四人妻孀・四人婦路會、妻孀、忽大怒。揮刀入世子宮。宮女納世子於櫃中。鎖鑰。四人不禁。走出。到延慶傷宮人。東海吉兵衛。執

弓射。而危斃之。(「工藤主膳著 津輕藩史」)

とあるが、如何に愛憎の火傷に逆上したとはい、無辜の家臣の妻子殺戮は、自稱さ之も罪惡根する教義を信奉する信徒の行動としては甚だ不可解である。

更に「慶長十二年十月三日先父京都ニテ卒三十五法号勝殺萬隆江戸萬隆寺ニ葬ル殉死二人津輕源二郎安早惣兵衛」(兼松成吉編「津輕藩祖略記」)の記等に思われる如く殉死者が二人出た。自殺をさ之罪惡根する教義の立場からは、勿論この殉死という習俗が肯定されようはずはなかつた。信徒の武士は、若し一般の社会慣習に従つて主君の爲に殉死しようとするは、教義にそむき罪惡を犯すこと、なる。当時信者の武士が切腹を肯じなかつた事や、細川カラシメが侍女達の殉死を禁じる行動をした例が、教会側の記録に残っているが、眞の信徒であれば、教義の実行は厳しく要求される筈である。殉死す

る程の家臣であるから、主君信建の大きな恩寵を蒙り、キリシタンの主君とその信仰を同じくしていなと考えるのが自然である。とすれば殉死の事實を如何様に解釈すべきか。自殺を敢て行つた家臣は異教徒であり、自分の家臣を改宗させ得なかつた信建の信仰は、大きな疑向に包まれるという逆説の成立も可能になるのではないだろうか。

(3) 信牧

信牧(信牧とも書く)は為信の三男で、天正十四年三月二十一日に生れた。文祿五年十月父為信に従つて上京し、慶長五年八月父と共に関ヶ原の役に出陣した。(「津輕歴代記類外」但し、「封内」の「津輕歴代記類外」には「出陣しなかつた」との松野由翁書の「慶長六年五月十一日從五位下、越中守に任じられた。同十二年十月、為信が良医につかんとして上京した時に同道し、為信の病状悪化に伴い、書状を固老安藤直次に送り、二代藩主に信牧を当てるよう遺言し、十二月五日に死んだので、同月二十三日遺領を継いだ。慶長十五年弘前城を築く。同十七年六月家康の養女満姫を娶つた。慶長十九年の大阪の陣には、三千

七百余を率いて上京したが、家康の命により帰国して本領を守つた。寛永八年正月十四日、年四十六で江戸において死んだ。嘗て天海僧正と師檀の約を結び、天台宗に帰依した。(「江藤支那書津經傳史」) 先に為信の頂に掲げた耶穌会年報中の、信牧が受洗した時の年令十一支は、著の記録とも一致し、信牧はたしかに洗礼を受け、ヨハネの靈名を戴いた。勿論、受洗した彼がキリシタン大名として教勢拡張の為に盛力し、信者として一生を終えたか否かという事とは別問題である。彼は情勢が教会に不利なるに伴い容易に棄教し、信徒迫害の態度に豹変したものと解される。従つて彼にキリシタン大名という文字通りの評価を与える事は慎まなければならぬ。

成経、ミカエル・シュタイシエンの「キリシタン大名」の中に「彼等は(京阪の信徒)津經に送られ、そこから更に海路陸奥の大名津經信牧の領地陸奥に移された。津經は彼らを尊重にもてなし、なお彼らが命ぜられていた同盟の業を出来るだけ楽にしてやった。当時信牧自身勢心なキリシタン

で、既に少し前にその甲冑に十字架をつけてその証ととしていた」とあるが、甲冑に十字架を付けている事をもって熱心な信者であつたと断定することは早計に失する。宣教師ルイス・フロイスの記述したものによれば、京都では、ホルトガルの衣服やその他の物をもつていなければ人と思われ、ないほどであつたという事や、秀吉が肥前名護屋から京都に帰つた際は、その家臣達がホルトガルの風俗をして秀吉に随つて行つた事などが思われるが、当時は異教徒さえキリスト教の信仰をあらわす武装武具の装飾を用い、也マス、マリヤ、軍神サンチヤゴの名を唱え、祈祷を行つてその冥加を求め、加護を乞うという風俗慣習が行われた。

(岡田幸雄著
南蛮原俗考)

又、信牧が熱心なキリシタンで、家臣の多数が改宗し、宗門の盛んな津經であるという事を幕府当局が知つていなから、信徒をこの地に流刑にし、火に油をそ、ぐが如き処置をなす事は到底考へられない。

また、假に、一步譲つて信牧がその信仰を保持

持しようとしても、当時の社会状勢はこれを許さなかつたであらう。即ち、岡本大八事件を契機として幕府のキリシタン追求が愈々激しくなり、慶長十七年幕府として始めて禁教の態度を明らかにし、翌慶長十八年「伴天連追放文」の禁令が出されるという状況であつた。従つて京阪の信徒が津軽へ流竈の際、信牧が好意的態度をもつて接したとすれば、嘗てキリストの兵籍にあつた彼に、僅かに残された贖罪の意味の同情心からと解される。しかし、この同情心も家康薨じ、秀忠が將軍職を嗣ぐと共に悉布された峻厳な禁令と迫害の熾烈化に伴ない、霧散し、保身の為に悪魔の所業である信徒の弾圧を敢て行うまでになつた。その行動には、最早キリシタン信仰の一片さえもなかつたと思われる迫害を加えるようになった。

即ち、信牧在世中に行われた宗内に対する弾圧を列挙すると次のようになる。

○元和三年（一六一七）マナマスとその妻ア
シナ、レオ・ドレデイとその妻マリヤ、レ
オ・ジョースシ、その弟子ミカエル・ニヒ

ヨエの六人が高岡（現在の弘前）で火刑に処せられた。（支那・パジエス「日本切」）
○寛永三年（一六二四）津軽で十四人のキリシタン（氏名不明）が投獄された。（「前書」三頁）

○寛永二年（一六二五）高岡でトマス・スゲサエモンが火炙りになつた。（「前書」下巻一頁）
○寛永三年（一六二六）高岡でキリシタン十名が処刑された。

即ち、松野武雄氏所藏の古文書は、次のように報じている。（「青森県郷土資料集」第一編）松野武雄氏論文）

此度切支丹之者共十一人引捕へ、牢屋に押込置候之処、今日於御會所御評定有之候。然に右十一人之中に丹下豊後と中浪人御座候而、此者は江戸表、浅草前龜屋と申宿にて世川おせんと申途札切殺候事、本人所持之品々中より及露見、段々取調候之処、遂一白状致申立候は、去る慶長十一年午年三月九日信州巻田と申所にマ公論之末、世川

兼六と申浪人を切殺候。依之其妻子之者仇討之為煩礼となり、相尋居候砌、淺草龜屋と申宿にて右の煩礼も切殺候へは、其子又只煩礼致相尋居候趣申立候。依之右之者共は不殘死罪可為致之処、右之状々御公儀に申達、御伺申遣之向、御返事下着迄右之浪人牢屋に入置様申付候。

右に付殘之十人は死罪申渡候之様、被仰付候。依之死罪之者共は家賊不殘妻子之手、御回扣申付候。右申渡之趣申入候

恐惶謹言

寛永三寅年正月十一日

津輕越中守

御老中

○寛永五年（一六二九）某日、津輕において

五人の殉教者（氏名不詳）があらた。（パ

パジエス「日本切支丹
宗門史」下巻一五七頁）

上掲の一連の宗門迫害は、仮に政权的顧慮からの行動としても、もはや「キリシタン大名」の行動とは解されず、全く背教的なものである。幼時

父の勤めによつて受給した信牧であつたが、外からの働きによる入信で、自から教義を辭した上でのものではなかつたが爲、非常に脆弱な信仰であつたと思われる。

なお彼のキリシタンとしての信仰を否定する証左とも考えられる藩側の記録に曰く

「為信公既終の遺言として、吾邦は南部家の怨靈甚猛ならん。死後の憂これを一切なりとす。天海僧正に値遇して教を受けよ、とありければ、信牧公才なわち天海に謁し、その弟子本祐を請うて加持祈祷の師と爲し、又天海の勸誘により將軍家の養女を納れて、その内族に列し、幕府へ無二の忠を励ます。信牧公遂に天海の戒法を受け、僧都覺海と曰い、城中に津梁院を建て東照之聖大権璽を勧請し、以て永代の計を爲す。」（津輕家深秘録「津リシタン史」三五三頁）

南宏坊天海は、徳川家康の権寵に参じて、金地蔵崇伝、林道春等と共に、幕府の創設に當つて非常な貢獻をした傑僧であり、大名諸侯の活殺は天

海の手中にあつたといわれた程で、諸藩の最も敬
畏した一人であつた。幕府の覇業が確立して諸藩

の廢転封が盛んに行われた当時、津軽家にも信州
川中島へ御國替の内命が下つたが、その採納し運
動には、本枯を通して天海僧正の暗躍が濃じられ
たという。(「陸奥史談」才七齋所收 木村捨三
「津輕信長公の天台宗關係に就て」)

斯くの如き天海と密接な關係を結び、更に奥羽
の鎮として幕府の期待を受け、外様大名の身であ
りながら將軍の養女を賜わつた信長が、よく幼男
の信仰を長養したとは到底考へ得られない。徳川
幕府の宗門禁絶の態度硬化に伴い、終を全うし得
なかつたと解釈する事が多量と考へられる。

終りに、藩侯三人に共通していゝうる事は、藩
側には勿論、教会側の記録にも、その家臣に一人
として信者の名を見出し得ない事である。藩侯が
改宗した場合、封建社会の通例として、家臣及び
領民の大部分を改宗せしめる事が、耶穌会年報の
隨所に見られるのが普通であるが、津輕藩に限つ
て斯様な現象が見られないのは、常任の宣教師が
居ない事や、東北という辺地のため、状況の把握

が不十分な事なほも一應考へられるが、いさゝか
不可解な事である。

三

そもそもキリシタンの教は、たゞ漠然たる信仰
のみに止らず、また嚴肅な実行がこれに伴わなけ
ればならない。随つて宣教師と無關係では到底維
持長養され得べきはずでない。キリストの教は元
來口先きで念仏を誦え、南無妙法蓮華經をくりか
えしさえすれば、それで極樂往生間違いなしと言
うような全々さしいものではなく、一命を捨つて
も初一念を固守し勇往邁進せよと説くので、それ
に大悟徹底するには従来の生活を改めて百八十度
の大転回をしなければならぬ。(「浦川社三郎著
ニニニ員」)キリスト教は厳しい道德律を信徒に要
求した。

彼の高山石並は、その信仰の爲に現實的利益を
かえりぬることなく、フィリピンに追放された。
眞の奉教人には、かくの如き厳しい態度が要求さ
れた事を考へた場合、藩侯三人の行動、生活態度

には、本論で考察したような幾多の疑点が存在する。以下が、る纏典から三人の信仰をまとめてみよう。

為信が二子に洗礼を勧め、領地に宣教師を伴い歸り、教会堂の建立、家臣の改宗、領内への布教を約束したが、その後の耶穌会年報中にも受洗したこと、家臣を改宗した事などについて一言隻句も見出せない矣、急遽の帰国や愛妾が受洗を阻んだという理由が極めて浅薄であり、キリシタンなのは当然行わなければならぬ生活態度の転回が出来なかつた矣、朝に豊臣、夕に徳川と時勢を透視する能力をもち、保身と領土保全を常に念頭に置く戦国大名の浮外を出ない人物であつた矣、為政者のキリシタン政策が禁絶に向いつゝある情勢の変化という外的圧力に抗し得なかつた矣、等々より考えて、奉命との約束を果す事が出来ない程度に信仰の所寄者であつたと推測出来る。

信建は、教会の記録から推し、受洗当時二十三才という自主的判斷力を備えた年令に達してあつた等なことから考えて、信牧のように他からの働き

かけで奉教したのとは異なり、かなり純粹な宗教的動機から入信したと一応考えられる。然し、無辜の妻子の殺傷、殉死者等の藩側の記録からその信仰に疑問がないわけでもない。教会側の報ずるように大抵した為、宣教師との約束を果し得なかつたが、その死に至る向に奉教したという記等もない等から、すくなくとも三人の中では最も宗門に理解があつたのではないだろうが。

信牧の受洗は、十一才という自我意識の未確立な時期に、父から勧められて行われた他律的なもので、教義を解した上での信仰的なものではない。従つて情勢不利に伴い容易に棄教する程度のものであつたと解される。即ち、断乎禁絶のキリシタン対策を執る幕府の信頼を受けておつた矣、異教徒の大実力者たる天沼僧正と親交を結び、彼の仲介によつて拏摩の養女を娶る爲、妻を離別した矣キリシタン死刑を命令した矣等々から推して、幼少の信仰を完全に棄てたものと解される。

以上のように為信、信建、信牧の求道受洗は、教会側の報ずるように確かに行われたと考えられ

る。譬て教会の門を入つた入るを、すべて「キリシタン大名」と稱するならば、三人はこれに該当する。然し、嚴密な意味で信仰の爲には一切の現実的利益をかえりみず、キリシタンとしての厳格な生活態度を維持し、その信仰を他に及ぼす爲の努力を屈す者のみは「キリシタン大名」であるとするならば、三人が津輕宗内史に果した役割を過大に評価する事は出来ない。宗内発展の爲の積極的役割を、彼等が果したという証左は屬當らない。

以上を以つて本論考を終るが、本稿は中間報告の意味で發表したものであり、目下研究中の爲、不備な處が多い。御批判、御教示戴ければ幸である。